

三越伊勢丹グループ共済会の災害時の諸制度について

- 通勤・帰宅時の怪我や事故（通勤途上災害）があった場合（全スタッフ対象）
速やかに上長もしくは総務経営企画部 人事経理コンプライアンス担当に報告してください。
お取組み先パートナースタッフについては上長に報告の上、お取組先各社に連絡してください。
- 交通遮断による出社困難・帰宅困難になった場合（全スタッフ対象）
速やかに上長もしくは総務経営企画部 人事・経理担当に報告し、指示に従ってください。
お取組み先パートナースタッフについては上長に報告の上、お取組先各社に連絡してください。
- 共済会本人が住む家屋の被害について（全共済会会員対象）

土砂崩れによる損壊・床上浸水など、一部損壊～全壊の状況に応じて、以下の見舞金が給付されます。

共済会会員本人が住む家屋で被害がありましたら、速やかに共済会までご報告ください。

		【有扶養者】	【単身者】
全焼損壊 (大規模半壊も同基準)	持家①	400万円	200万円
	持家②	300万円	100万円
	借家	200万円	50万円
半焼損壊	持家①	200万円	100万円
	持家②	150万円	50万円
	借家	100万円	30万円
一部焼半壊		2万円～20万円	
		床上浸水 100 cm未満の場合	
		床上 30 cm以下	10万円
		床上 30 cm超～50 cm以下	16万円
借家の場合の立ち退き指示（自治体要請）		床上 50 cm超～100 cm未満	20万円
		20万円	

※持家①…共済会会員の現住所で登記簿に会員
あるいは配偶者の持ち分がある場合
持家②…共済会会員の現住所で登記簿に親の
持ち分がある場合
借家…持家①②以外で共済会会員の現住所
※家財および門・塀・別棟の物置や車庫は対象外
です。
※床下浸水は対象外です。

申請には、市町村が発行する罹災証明書、被害状況の写真、修理のための見積書、全損壊・半損壊の場合は登記簿謄本が必要です。

申請期間は、災害発生から3ヵ月以内です。

まず、修理する前の写真を撮っていただき、共済会までご一報ください。

また、災害休暇の対象になる可能性がありますので、人事担当へご連絡ください。

- 共済会融資・災害融資について（共済会会員対象エルダー除くフルタイムのみ）

最大 200 万円まで利率 1.0% 雇用区分による限度額は以下の通りです。

お申込み・ご相談は共済会までお電話ください。

雇用区分	限度額
メイト社員（勤続 5 年未満） スペシャリティスタッフ（勤続年数に関わらず・60 歳未満）	20 万円
社員（勤続 2 年未満）	20 万円
メイト社員（勤続 5 年以上）	30 万円
社員（勤続 2 年以上 5 年未満）	30 万円
社員（5 年以上 10 年未満）	50 万円
社員（10 年以上 15 年未満）	100 万円
社員（15 年以上 20 年未満）	150 万円
社員（20 年以上）	200 万円

上記の限度額を超える希望額の場合は、九州ろうきん等を個別にご紹介します。

●お願い

会社の PC を閲覧できない会員の方にも、必ずお知らせさせていただきますようお願いいたします。

共済会会員は、岩田屋三越雇用の方だけではなくありません。福岡勤務の、エムアイカード、I M H、I M I F、I M B S、レオテックス、I M G S、三越伊勢丹など

グループ会社所属の共済会会員の方にもお知らせいたしたいと思います。

今回の大雨以降も豪雨や台風などに遭った場合も同じ制度が利用できます。

●お申込み・問い合わせ

組合事務所：（岩田屋本店新館 7 階）

内線 815-4451 外線 092-712-6870